

保税制度について

概要

外国から到着した貨物で輸入許可前のもの、又は輸出の許可を受けた貨物は、関税法上「外国貨物」とされ、税関長が外国貨物を置くこと等ができる場所として許可した場所である保税地域以外の場所に置くことができない。（関税法第30条第1項）



目的

輸入許可前又は輸出許可後に貨物のすり替え等が行われるリスクを低く抑え、薬物、銃器等の社会悪物品の日本国内への流入の防止や国内産業の保護を目的として課している関税を始めとする各種税の徴収の確保を図り、また、テロ関連物品の輸出の防止等を目的とするもの。



保税制度は適正な輸出入手続を確保し、秩序ある貿易を維持するために必要不可欠な制度

保税地域について

保税地域は、輸出入貨物を税関の監督下に置くことにより、秩序ある貿易を維持し、関税などの徴収の確保を図るとともに、貿易の振興などに役立てることを目的としている。

秩序ある貿易の維持・ 関税などの徴収の確保



税関の審査・検査を受け、関税等を納付することにより保税地域から外国貨物を出すことが可能。
(社会悪物品の水際取締、関税などの徴収の確保)

貿易の振興など



保税地域に外国貨物が置かれている間は、当該貨物の関税等の徴収が留保されるため、このような関税等未納の状態を利用して、外国貨物の蔵置、加工・製造、展示などの行為をすることが可能。

保税地域の種類、主な機能、地域数

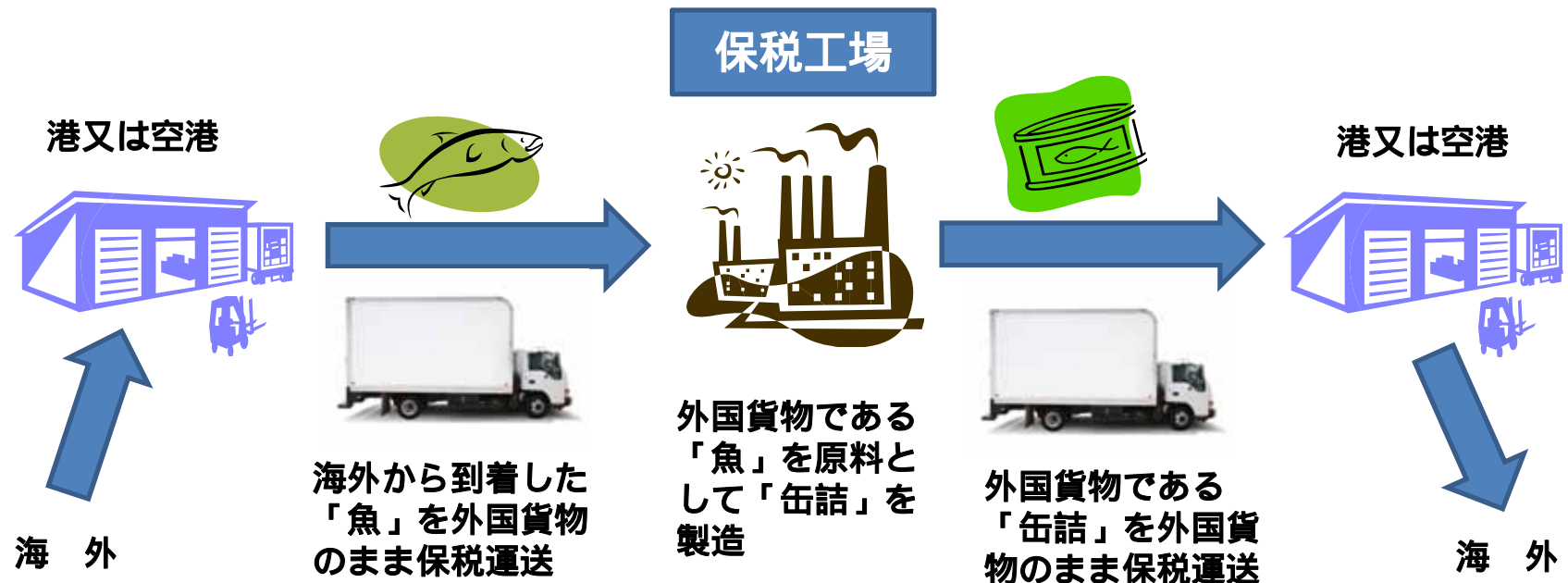
種類	主な機能	地域の数
指定保税地域	外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置 例) コンテナヤード 等	88
保税蔵置場	外国貨物の積卸し、運搬、蔵置 例) 倉庫、上屋 等	4,891
保税工場	外国貨物の加工、製造 例) 造船所、製鉄所、製油所 等	284
保税展示場	外国貨物の展示・使用 例) 博覧会、博物館 等	年間20件程度
総合保税地域	保税蔵置場、保税工場、保税展示場の総合的機能 例) 中部国際空港 等	4

保税工場について

- ・ 外国貨物について関税等の税を課さないままで、加工・製造ができる場所として、民間の工場について、事業者の申請により税関長が許可する保税地域。
- ・ 加工・製造された製品は外国貨物となる。
(国内産品と外国貨物を原料としての製造も可能。 製品は外国貨物となる。)
- ・ 国内販売品と一緒に輸出品の加工や製造を行うことが可能。
- ・ 港や空港から離れた場所での設置が可能。



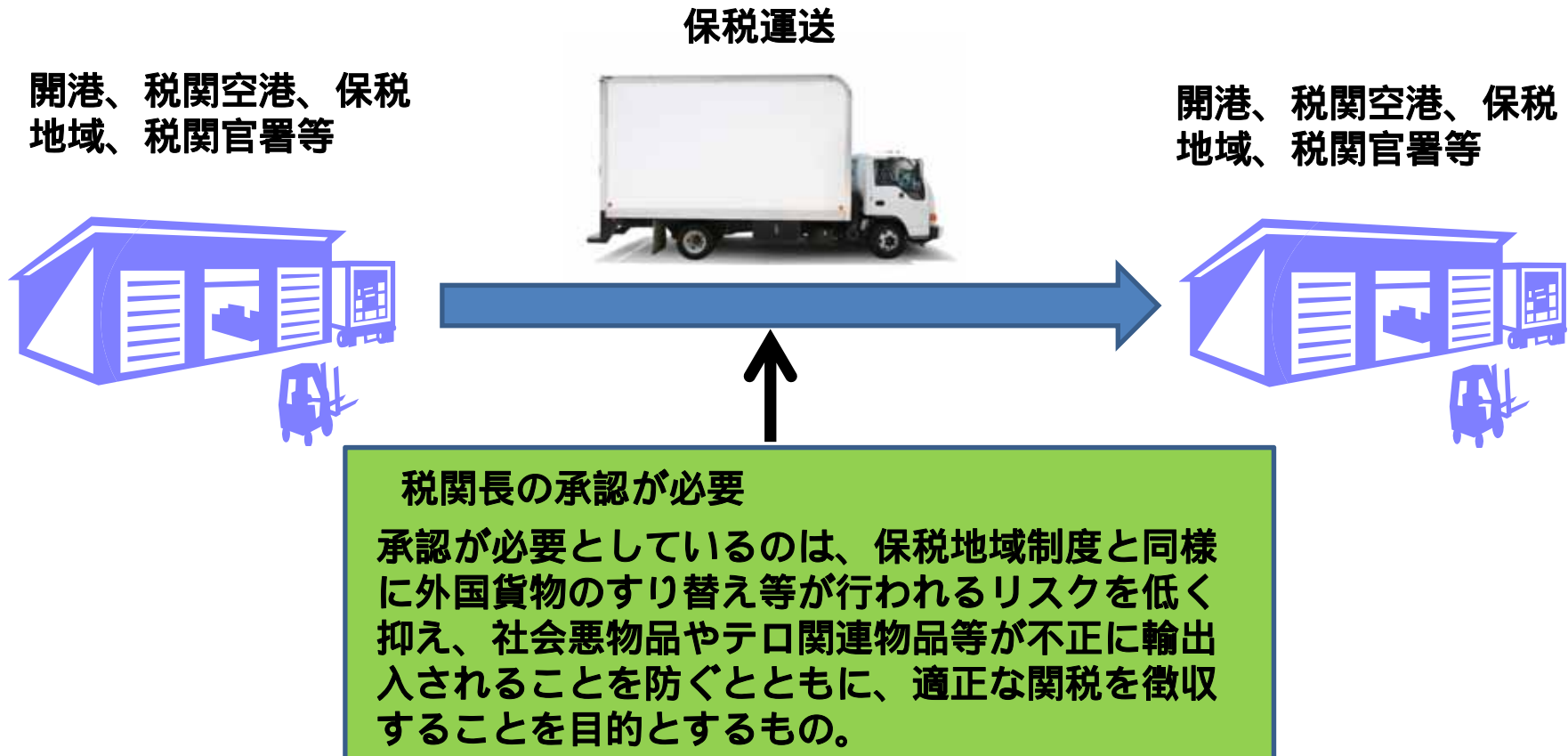
保税工場は保税地域であり、関税等の税の徴収の確保を図る観点から、外国貨物のまま加工され、当該外国貨物を使用してできた製品が確実に海外に再輸出されることを確保する必要があることから、適正な外国貨物の管理が行えることが必要不可欠。



保税運送について

保税運送制度とは、外国貨物を国内において外国貨物のまま運送する場合には、税関長に申告し、承認を受けることによって外国貨物のまま運送できる制度。

この承認は、1年間の期間内で特定の区間について一括で承認を受けることが可能。
(包括保税運送制度)



総合保税地域について

- ・保税蔵置場、保税工場、保税展示場の各保税地域における外国貨物の蔵置、加工、製造、展示などの各種機能を総合的に利用できる地域として、申請により税関長が許可した地域。
- ・地域内では運営者により各種施設を弾力的に配置できるほか、地域内における各施設間の移動は同一の保税地域内の移動であることから税関手続を要しない。



総合保税地域は保税地域であり、外国貨物のすり替えや輸入許可前の外国貨物の消費等が行われないよう、適正な保税地域の管理・運営が行える場所・区域であることが必要不可欠。

総合保税地域

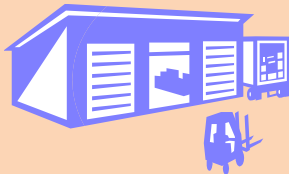
具体的な要件・義務

総合保税地域の
運営者
(被許可者)



- ・総合保税地域の許可を受けることができる場所は、一団の土地及びその土地に存する建設物等で、その位置、設備その他の状況に照らし、関税法の実施を確保する上に支障がないと認められる場所。
- ・総合保税地域の運営者（被許可者）が、総合保税地域の運営を行うにあたり、入居している各施設の管理者の管理・運営状況を把握し、管理者に対し保税地域の管理運営上の監督を行う。
- ・関税などの納付義務及び外国貨物の管理義務は、総合保税地域の運営者（被許可者）及び管理者が連帯して責任を負う。

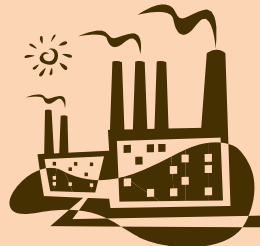
外国貨物の蔵置



管理者



外国貨物を使用した 加工・製造



管理者



外国貨物の展示



管理者

